

2佐消予第1565号
令和3年2月15日

職 員 各 位

消 防 局 長

仮貯蔵、仮取扱い承認に係る運用基準について

みだしのことについては、別添のとおり運用基準を定めたので、遺漏のないよう指導すること。

なお、当通知の発出に伴い、「仮貯蔵、仮取扱い承認に係る運用について」（平成6年7月13日付け佐消予第1210号）は、廃止する。

以 上
(予防課)

仮貯蔵、仮取扱い承認運用基準

1 基本的事項

- (1) 仮貯蔵、仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）承認は、同一場所で10日以内の期間に限る。ただし、やむを得ない事由により、同一場所で仮貯蔵等を反復する必要が生じた場合は、この限りではない。
- (2) 承認にあたっては原則、仮貯蔵と仮取扱いは別途に行うこととする。ただし同一場所で仮貯蔵と仮取扱いが一連の作業として行う場合で、いずれかが指定数量以上となる場合は当該仮貯蔵か仮取扱いの指定数量以上となったものの承認を要すること。また、両方がそれぞれ指定数量以上となる場合は、いずれか一方で承認を得れば足りるものである。
- (3) 仮貯蔵等の承認にあたっては、移動タンクで場所を移動しながらの仮貯蔵形態などは認めないこと。なお、一定の場所に常置され車輪止め等の措置を講ずるなど、場所の移動を行わないことが確認される場合はこの限りでない。
- (4) 仮貯蔵等を行う場所は、危険物施設として許可を受けている場所以外であることが前提であり、許可を受けている場所においては、次の場合を除き承認できない。
 - ア 危険物施設の変更、廃止、定期点検、タンク清掃等のため、タンク内の指定数量以上の危険物を抜き取る場合
 - イ 油圧装置等の一般取扱所において指定数量以上の潤滑油を交換する場合
 - ウ その他やむを得ず、かつ、火災の予防上支障がないと認められる場合
- (5) 仮貯蔵等の承認は消防長の所掌とするが、内容の審査は仮貯蔵等の行われる場所を管轄する署長の意見を十分に徴して行うものとする。
- (6) 仮貯蔵等の承認には、次の事項を条件として付する事ができる。
 - ア 仮貯蔵等を行う期間の短縮及び時間の制限に関する事。
 - イ 仮貯蔵等を行う場所の縮小に関する事。
 - ウ 危険物取扱者の常駐又は立会いに関する事。
 - エ 仮貯蔵等の承認に係る取消し権の留保に関する事。
- (7) 仮貯蔵等の承認を取り消そうとするときは、事前に関係者にその旨を連絡し聴聞、弁明の機会の付与は行わないものとする。
- (8) 仮貯蔵等の承認は、当該申請書を受理した日から7日以内に行うこと。ただし、承認を行わなければならない期間に土曜、日曜日等の休日が含まれるときは、この日を除き7日以内に承認するものとする。

2 承認の基準

(1) 共通事項

- ア 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又取扱いの基準は、危険物の規制に関する

政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）第24条から第27条に定める技術上の基準に準じて行うこと。

イ 仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、危政令第9条第1項第1号に定める製造所の位置の規定によること。

ウ 仮貯蔵等を行う場所には、仮貯蔵等を行う旨及び危険物の種類、品名、数量その他取扱上の注意事項並びに緊急連絡先を危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令55号）第17条、第18条に準じて掲示すること。

エ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

オ タンクを用いて仮貯蔵等を行う場合の当該タンクは、予め水張又は水圧の試験を行い、漏れ変形のないものを用いること。

カ 仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて危険物の規制に関する政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を設けること。その能力単位の数値は、屋外にあっては危険物の所要単位の数値、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

（2）屋外における仮貯蔵等

ア 仮貯蔵等を行う場所の周囲は柵等を設けて他の部分と明確に区画し、危政令第16条第1項第4号に定める空地の幅以上の空地を確保すること。ただし、火災予防上有効な措置を講じた場合は、この限りではない。

イ 仮貯蔵等を行うことができる危険物は、消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める第1類、第2類（硫黄を除く。）、第3類、第4類（特殊引火物に限る。）、第5類以外の危険物とする。

（3）屋内における仮貯蔵等

ア 建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造又は不燃材料で造り、かつ、出入口には防火設備を設けた棟又は室とすること。

イ 仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合には、当該物品が存する場所との間を不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、危政令第26条第1項第1号ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

ウ 類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類ごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分をすること。ただし、危政令第26条第1項第1号の2ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

（4）タンクにおける仮貯蔵等の特例

（2）、（3）によるほか、タンクにおいて仮貯蔵等を行う場合は、屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所の流出油防止措置として規定する危政令第11条第1項第15号、同第12条第2項第8号に準拠した措置を講ずるものとする。なお、流出油防止の措置は、仮貯蔵等の性格上仮の措置（土のう等を用いたもの）で足りるものである。

3 基準の特例

消防長が、申請に係る危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、2に定める承認基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときは、当該承認基準によらないことができる。

4 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱要領

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いについては「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用について」（令和2年12月17日付け2佐消予第1482号）によること。

以 上